

営業所専任技術者による営業所兼務

2025.3.4

今回要望の概略

- 建設業許可を取得するためには、専任技術者を営業所毎に設置しなければならない。
また、営業所毎に設置する専任技術者は、建設業許可を取得したい工事業種毎に設置する必要がある。
- ICTの進展により契約書や施工図面はどこでも確認でき、WEB会議やウェアラブルカメラの利用により、営業所に専任技術者を張り付けなくても、施工管理の実効性を確保できる状況。
⇒)したがって、専任性や常駐性は緩和しても、問題なく専任技術者が果たすべき役割を達成可能。
それどころか働き方改革で専任技術者の常駐時間は減少しているため、別拠点にいる技術者が緊急対応できる体制の方が適切に指導監督できる。

現状

- 専任技術者になる技術者は、建設業許可を取得したい工事業種毎に一定の実務経験や国家資格を求められる。
- 現場では資格者が不足することから営業所を閉鎖したり、営業所としての届出を取り下げて契約行為を集約したり、実際の工事には主任技術者が遠距離を出向いたりする、といった弊害が出ている。
- 人口減少が進む日本において、建設業就業者数も減少し、高齢化も進んでいる。
あわせて建設業技能者も減少しており、一部の工事業種については資格者の絶対数が不足。
専任技術者を設置する目的のために採用することも多い。

課題

- 昭和46年から運用改正がなされていない。ICT技術により遠隔で複数の営業所を一人の営業所技術者が見ることは可能であるため、営業所同士の兼任を可能にしていきたい。
今後も、より人手不足が深刻になることを踏まえると効率化を急ぐべきである。

要望

営業所専任技術者について

営業所専任技術者は、

- ①適正な請負契約が締結されるよう、技術的観点から契約内容の確認を行うほか、
- ②請負契約の適正な履行が確保されるよう、現場の監理技術者等のバックアップ・サポートを行う。

・建設業法において、「営業所」とは本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいい、営業所専任技術者はその営業所に常勤し、専らその職務に従事すること(専任)が必要であることとされている。

・令和3年12月には、テレワークにより職務に従事する場合も専任要件を満たすことを明確化。

他の営業所技術者との兼務を行っている場合は、営業所専任技術者として認めていない。



会社に専属で勤務し、

在籍する営業所の請負契約に関する見積もり、

入札、契約締結等に関して技術的な専門知識を
発揮する者で、

営業所でのデスクワークが主となる。

営業所専任技術者について

○建設業法

(許可の基準)

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- 一 建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること。
- 二 **その営業所ごとに、営業所技術者（建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理をつかさどる者であつて、次のいずれかに該当する者をいう。第十一条第四項及び第二十六条の五において同じ。）を専任の者として置く者であること。**
 - イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。第二十六条の八第一項第二号ロにおいて同じ。）若しくは中等教育学校を卒業した後五年以上又は同法による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。同号ロにおいて同じ。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。同号ロにおいて同じ。）を卒業した（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後三年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの
 - ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有する者
- ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

○建設業許可事務ガイドライン（抄）

【第3条関係】 2. 営業所の範囲について

「**営業所**」とは、**本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所**をいう。したがって、本店又は支店は常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、当然本条の営業所に該当する。

また「**常時請負契約を締結する事務所**」とは、**請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所**をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問わない。

【第7条関係】 2. 専任技術者について（第2号）

「**専任**」の者とは、**その営業所に常勤（テレワークを行う場合を含む。）して専らその職務に従事することを要する者**をいう。会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であっても専任の技術者として取り扱う。

ただし、次に掲げるような者は、原則として、「専任」の者とはいえないものとして取り扱うものとする。

- ① **住所又はテレワークを行う場所の所在地が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者**
- ② 他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する者
- ③ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。）
- ④ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者

一社で複数事業に取り組む場合の更なる課題

- 請負金額が500万円を超える場合、建設業免許が必要。
- 一社で事業が多岐に渡り、500万円を超える工事が必要な事業と、少額工事のみ請負う事業が併存する場合、少額工事のみ請負う事業においても資格者配置が必要となる。

○建設業法 (建設業の許可)

第3条 建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。）を設けて営業をしようとする場合にあつては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。

一 建設業を営もうとする者であつて、次号に掲げる者以外のもの

二 建設業を営もうとする者であつて、その営業にあつて、その者が発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額（その工事に係る下請契約が二以上あるときは、下請代金の額の総額）が政令で定める金額以上となる下請契約を締結して施工しようとするもの

2 前項の許可は、別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる建設業に分けて与えるものとする。

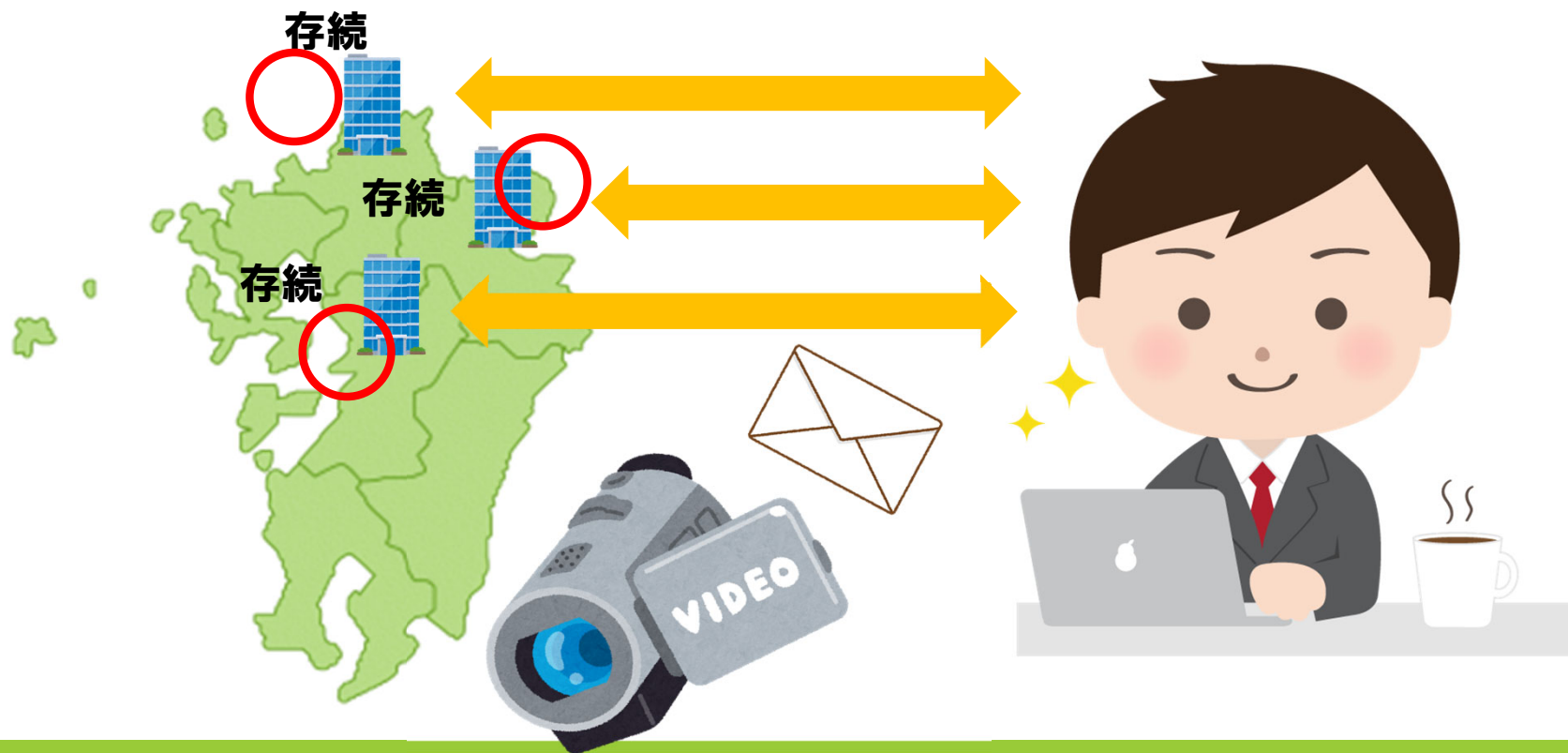
○建設業法施行令（法第三条第一項ただし書の軽微な建設工事）

第一条の二 法第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事は、**工事一件の請負代金の額が五百万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、千五百万円）に満たない工事**又は建築一式工事のうち延べ面積が百五十平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事とする。

2 前項の請負代金の額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額とする。

デジタル技術を活用している実態

- WEB会議アプリ、ウェアラブルカメラ、スマートフォン等ICTの普及状況等から、営業所専任技術者が複数営業所を兼務することは技術的に可能。兼務しても安全性に問題がない状況であるにも関わらず、手段により縛られている。
- 緩和されることで、建設業就業者数の減少下、効率的な人員活用が可能となる。更には対応ノウハウの共有により、ICTに対応した人材が増加、建設業界の就労環境改善と、労務費上昇につながり、若い人材の獲得がしやすくなる。



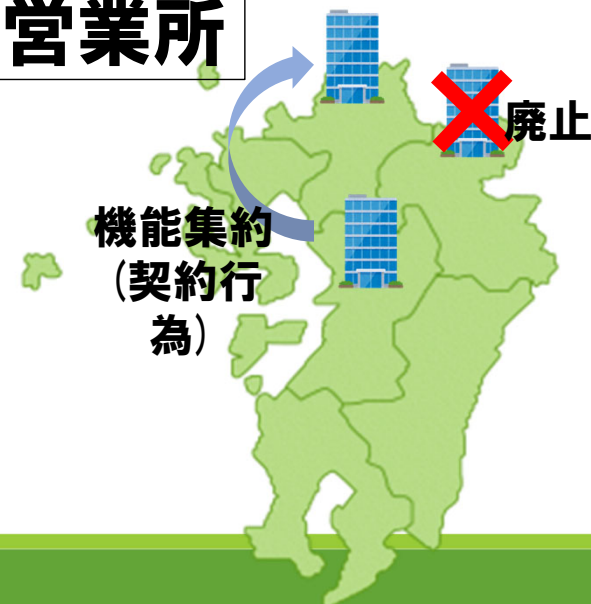
営業所専任技術者についての実際の運用

- 実際に当社では、法令に則って営業所専任技術者を配置してはいるものの、全国の契約書と技術的な内容について、本部集約して確認し、技術的方針決定や指導を行っている。
- そのため、実務的に問題ないものの、1人の技術者を置けないという理由のみで、九州地方では大分の営業所を閉鎖。
- また、こちらも実務的に問題の発生が想定されなかったが、熊本においても、技術者を配置できないということだけで営業所としての届け出を取り下げ、福岡の営業所にて契約行為を集約。他方、実際の工事には主任技術者が必要なので、営業所を廃止したことで熊本に常駐できず、熊本で工事がある都度、福岡の技術者が熊本に行く必要があり、弊害が出ている。

実務



営業所



営業所専任技術者についての実際の運用

全国に拠点が存在することで、

- 大規模地震等の災害が発生した際に、その地域で迅速な対応が可能。
- 天候などの地域固有の条件に対応可能。(積雪、暑熱、暴風雨など)
- 地方公共団体特有の条例や補助金に柔軟に対応可能。

営業所が廃止に追い込まれてしまうと、防災、技術に係る最新の情報が得られなくなることをはじめ、建設業に係る地域経済が損なわれることになる。



背景・社会課題～資格者不足～

○建築工種毎に資格者配置が必要。電気・管・電気通信業等は、建築一式工事に含まれるが許可上は建築一式に内包されず、以下に規定される区分によって各種工事の種類を細かく分けた工事種類ごとに資格者配置が必要となる。

※例えば本社にのみ管工事が登録されている場合、建築一式工事として住宅を供給したお客様から「エアコン設置したい、給湯器交換したい」と言われても、資格者がおらず管工事登録されていない支店営業所では対応できない。

			土木一式	建築一式	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	タイル・ガラス・フローリング	鋼構造物	鉄筋	ほ装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体		
建設業法	技術検定	建設機械1級																															
		建設機械2級																															
		土木1級																															
		◎土木2級																															
		建築1級																															
		◎建築2級																															
		電気工事1級																															
		電気工事2級																															
		管工事1級																															
		管工事2級																															
		造園1級																															
		造園2級																															
技術士法◎	技術士																																
建築士法	建築士1級																																
	建築士2級																																
		建築設備士																															
電気工事士法	第1種電気工事士																																
	第2種電気工事士																																
電気事業法	電気主任技術者																																
電気通信事業法	電気通信主任技術者																																
水道法	給水装置工事主任技術者																																
消防法	消防設備士																																
職業能力開発促進法◎	技能検定	1級																															
	2級		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
民間資格 ※建設業法施行規則にて登録を受けたもの	地すべり防止工事士																																
	1級計装士																																
	解体工事施工技士																																
建設業法	基礎施工士																																
	実主任技術者であり、元請4,500万円以上指導監督2年以上経大卒(指)3年以上、高卒(指)5年以上、その他10年以上																																

凡例
■ 監理技術者資格
■ 主任技術者資格 (数字は、資格取得後、必要な実務経験年数)
■ 指定建設業
◎は業種に対応した細かな資格の種別、部門、職種、科目が設定されている

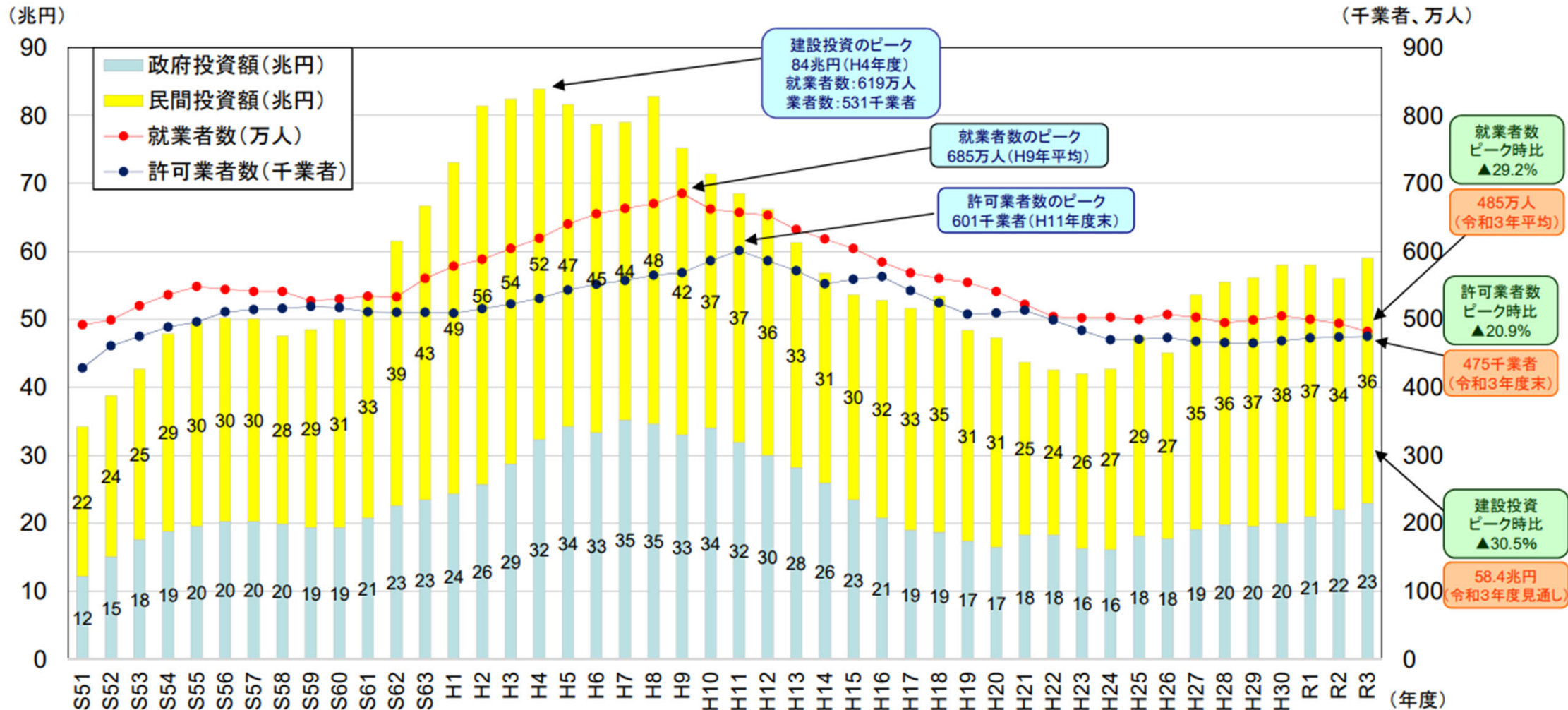
○前項のとおり、特に、電気・管等は、単独で資格者配置が必要となるが、資格者が絶対的に少なく、全国の営業所で配置することが難しい。
(以下は当社例)

(人)

年齢	土木施工 管理技士 1級	土木施工 管理技士 2級	建築施工 管理技士 1級	建築施工 管理技士 2級	2級建築 施工管理技 士(躯体)	2級建築 施工管理技 士(仕上げ)	電気 主任技術者 第一種	電気 主任技術者 第二種	電気 主任技術者 第三種	電気工事 施工管理技士 1級	管工事 施工管理技士 1級	管工事 施工管理技士 2級	造園施工 管理技士 1級	建築士 1級	建築士 2級	建築士 木造
21-30	0	2	10	8	0	3	0	0	2	1	0	1	0	13	150	5
31-40	0	0	60	34	0	5	0	1	7	9	8	1	0	46	217	8
41-50	2	0	93	42	1	7	1	3	4	11	8	3	1	136	305	2
51-60	24	1	143	64	0	2	0	0	9	8	11	7	4	197	347	4
61-70	6	0	36	28	0	1	0	3	2	4	7	0	2	68	77	0
71-80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0
合計	32	3	342	176	1	18	1	7	24	33	34	12	7	463	1,097	19

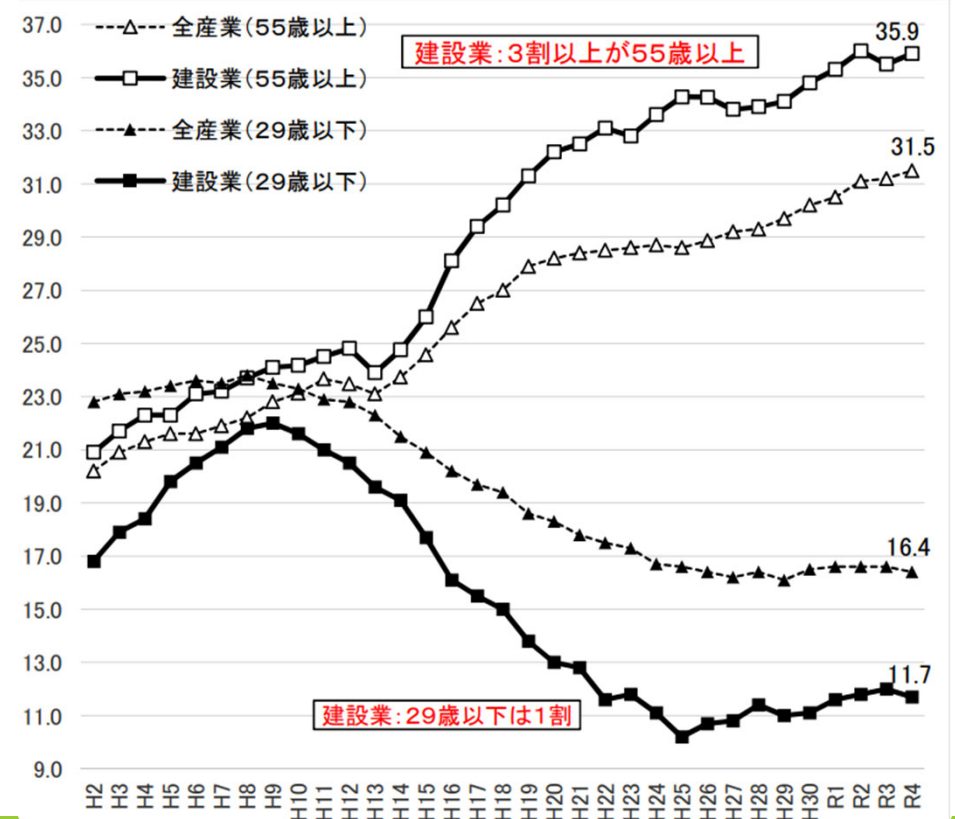
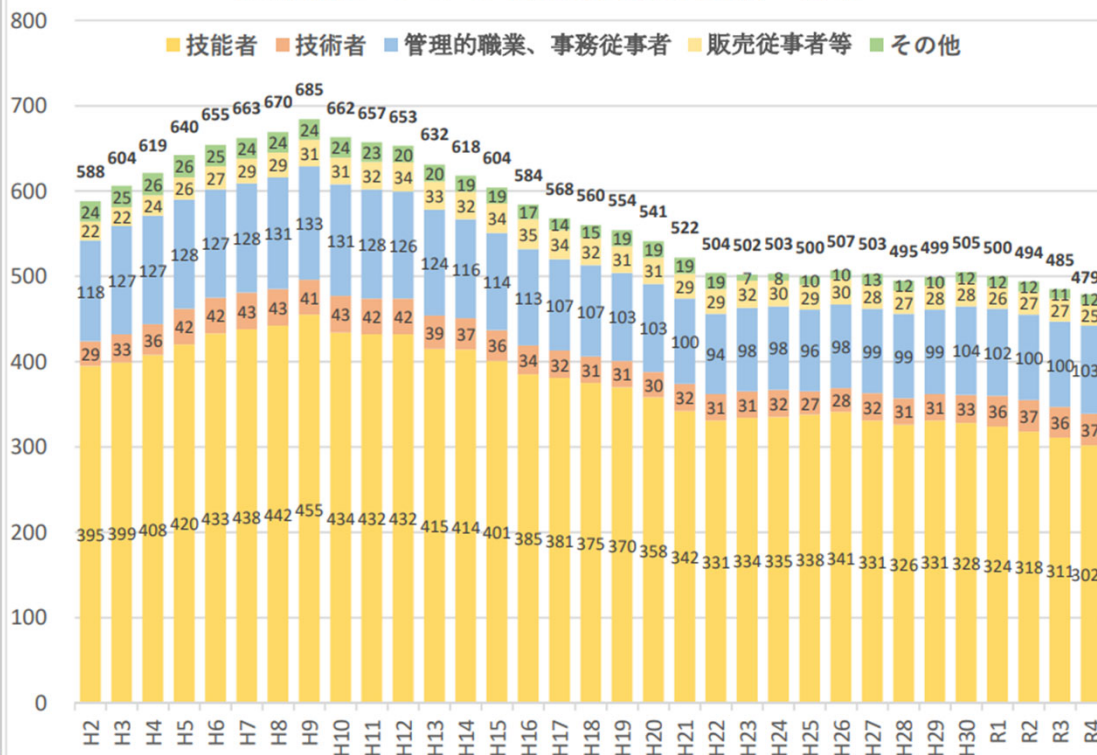
背景・社会課題～建設業就業人口～

- 建設業者数(令和3年度末)は約48万業者で、ピーク時(平成11年度末)から約21%減。
- 建設業就業者数(令和3年平均)は485万人で、ピーク時(平成9年平均)から約29%減。



- 建設業就業者：685万人(H9) → 498万人(H22) → 479万人(R4)
 技術者：41万人(H9) → 31万人(H22) → 37万人(R4)
 技能者：455万人(H9) → 331万人(H22) → 302万人(R4)
- 建設業就業者は、55歳以上が35.9%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。

建設業における職業別就業者数の推移



5. 営業所同士の兼務について

【デジタル技術活用の可能性】

- WEB会議アプリ、スマートフォン等ICTの普及状況等を踏まえれば、一の営業所専任技術者が、その役割を果たしつつ複数営業所を兼務することは技術的には可能。
- 仮に、営業所同士の兼務を特段の制限なく可能とした場合、以下の課題（懸念）がある。

【不良・不適格業者の参入】

- 複数営業所の兼務を無制限に可能とした場合、適正な請負契約の締結等の営業所専任技術者本来の役割を果たせなくなるばかりか、営業所の数よりも少ない技術者数で許可を取得することが可能となり、営業の実態に技術力（技術者数）が伴わない不良・不適格業者の参入が可能となるおそれ。

【地域建設業の受注環境への影響】

- 公共工事では、県内など一定地域内に営業所が所在していることを入札の要件としているケースが多い。
- 複数営業所の兼務を可能とした場合、営業所の設置が容易となり、受注競争の激化を招くおそれ。

⇒ 監理技術者・主任技術者については、現場での活用ニーズが大きいことを踏まえ、まずは営業所専任技術者と監理技術者等の兼務を措置することとし、
営業所同士の兼務、及び上記の課題に対応するための方策（兼務数の制限等）については中期的課題として引き続き検討を行う。